

## 都の食品の安全確保に向けた仕組み

### ○ 食品安全条例制定（平成16年4月）

- ・ 食品安全行政の総合的推進

「食品の安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食品安全推進計画を定めるものとする」

- ・ 知事の附属機関の設置

食品安全審議会：都における食品の確保に関する施策について、調査審議する機関

食品安全情報評価委員会：食品等の安全性に関する情報について調査する機関

### ○ 食品安全推進計画策定（平成17年3月）

#### 【戦略的プラン】

#### 食品の安全確保を促進する

- 1 食品衛生自主管理制度を充実する（福祉保健局）
- 2 生産情報提供食品事業者登録制度を促進する（産業労働局）

#### 健康への悪影響の芽をキャッチして安全を先取りする

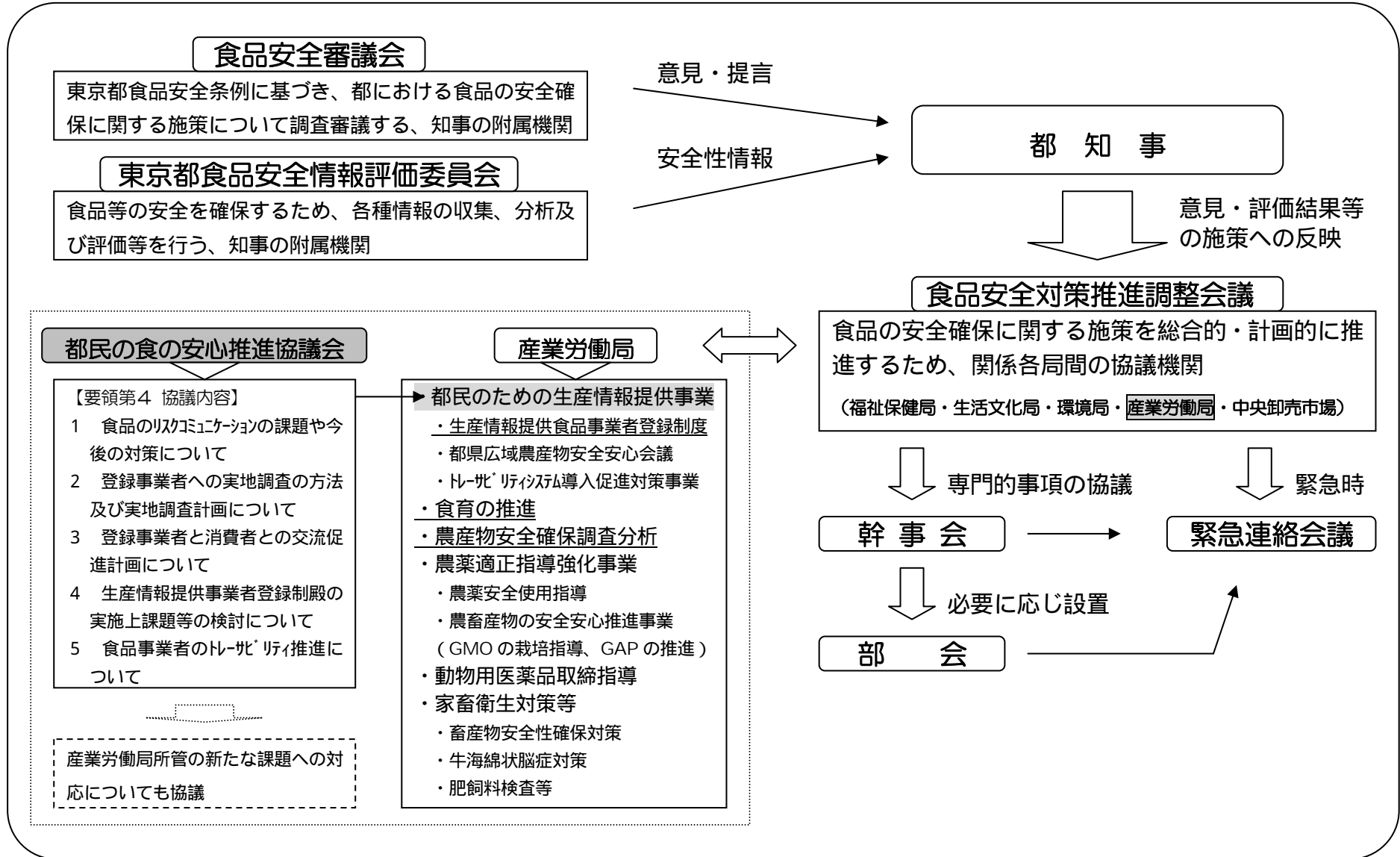
- 3 科学的知見に基づく未然防止を推進する（福祉保健局）
- 4 事故等発生時における的確な被害の拡大防止を図る（各局）
- 5 輸入食品の安全を確保する（福祉保健局）
- 6 農産物の生産段階における指導を充実する（産業労働局）
- 7 農薬のポジティブリスト制に対応した効果的な検査、監視指導を実施する（福祉保健局）
- 8 「健康食品」による健康被害を防止する（福祉保健局、生活文化局）

#### 安全をみんなで考え安心を育む

- 9 食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する（福祉保健局、生活文化局）
- 10 一人ひとりが食品の安全を考え、理解し、行動できるようにする（各局）
- 11 関係者の相互理解と協力に基づく安全確保を推進する（各局）

### ○ 都における食品の安全に関するリスクコミュニケーションの充実に向けた考え方について（平成18年3月）

# 食品の安全確保に係る施策の推進体制



# 登録制度の新たな展開への取り組み

## 1 登録制度自体の改善

生産情報を提供する食品登録をすすめ、その食品の価値を高めるとともに、よりいっそう消費者の目に触れるようにしていくため、以下の事項に取組んでいく。

### (1) 登録食品の数を増加

#### ① 制度の簡素化

表示項目や情報提供項目の整理、申請書記入マニュアルの整備など、多くの事業者がより参加しやすくなるように改善

#### ② 都内生産事業者への支援

都内生産事業者の生産情報を一元的に公開するシステム設置の検討や都の他制度との連携構築

### (2) 生産情報の質を向上

#### ① 生鮮食品の登録要件の充実

種苗や子畜などについても導入元の生産情報を提供

#### ② 加工食品の登録要件の充実

少なくとも重量で半分以上の原材料に関して生産情報を提供

### (3) 対象事業者の幅を拡大

#### ① 外食産業への制度導入

「原産地表示ガイドライン」に準じた原材料を対象に、さらに生産情報の提供に取組んでいる事業者を登録

#### ② 流通・販売事業者への展開推進

食品登録時にその食品の流通・販売に関わる事業者登録も同時に推進

## 2 登録制度と連携した総合的な取組みを強化

### (1) 消費者との交流支援

産地交流や工場見学等の企画、フォーラムの開催等

### (2) 登録事業のPR活動

登録ワークの作成支援、他県へのPR、イベント等の活用等

### (3) 情報の質の補強

消費者が理解しやすい農薬情報等の提供、GAPとの連携等

# 消費者と生産者との顔の見え コミュニケーションできる関係づくり

- ・ 生産者と消費者との交流
- ・ 生産情報、生産者情報の公開
- ・ 関係者の意識改革
- ・ 直売所設置や産直制度の導入

総合的な推進

生産情報の公開だけでなく  
まらず、総合的な取り組みとし  
て登録制度との連携をすす  
めていく

## 登録制度と連携した総合的な取り組み

### リスクコミュニケーションの推進

東京ブランド

東京都特別  
栽培農産物

取組み情報の公開、PR  
産地交流 工場見学

GAP

生産情報提供  
窓口一元化

わかる農業 WEB 設置

### 制度自体の改善

- ・ 制度の簡素化
- ・ 加工食品情報の充実
- ・ 外食産業へ進展

## 生産情報提供事業者登録制度

連携

他県のブランド  
農産物認定制度

トレーサビリティシステム  
導入支援

## 平成 19 年度適正農業規範（GAP）の推進事業の計画（案）

### 1 趣 旨

- ・ 食品の安全確保のためには、生産から消費に至る全体を通じたリスク管理が必要
- ・ 農産物生産の場合は、その生産環境が異なるため、抽出検査だけで全ての農産物の安全を確保するのは困難
- ・ 予め生産工程に沿って危害要因を分析し、リスク管理を行うプロセスチェーン方式が有効

### 2 GAP 推進の基本方針

- ・ ユーレツプギヤツプ等の認証は、内容が詳細多岐であること、費用負担があることなど、多くの農業者の取組みとして推進することは困難
- ・ 都では、当面、農業者が取組みやすく、スレップアツプや柔軟な展開が可能となるような、基本的な事項に絞り込んだ東京版の G A P を推進
- ・ G A P 推進の主なねらいは次のとおり  
東京産農産物の安全品質の向上  
農産物の生産に伴う環境負荷の軽減

### 3 東京版 GAP 普及マニュアルの策定

- ( 1 ) 適正農業規範（GAP）推進協議会の設置
- ( 2 ) 開催スケジュール：4 回

### 4 GAP に関する研修会の開催

- ( 1 ) 研修対象：普及指導員（約 50 名）JA 営農指導員（約 250 名）ほか行政関係
- ( 2 ) 開催スケジュール：3 回

### 5 経過

平成 19 年 3 月 16 日 GAP 推進協議会調整会議